平成２０年（フ）第３２２９号
横浜市西区藤棚町２丁目178番地の16
破産者　岡部　吉城
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２３０号
横浜市西区藤棚町２丁目178番地の16
破産者　岡部　久子
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９３号
横浜市都筑区荏田東２丁目14番27号
破産者　内山　雅雄
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４４３号
福岡県久留米市山川神代３丁目８番38号
破産者　平田蒲鉾店こと　平田　久男
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第２５５８号
大阪府東大阪市岩田町２丁目２番27号
破産者　三和実業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成21年10月２日まで
2　一般調査期間　平成21年11月27日から平成21年12月７日まで
平成21年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第１６１号
福岡市博多区博多駅前３丁目２番１号
破産者　株式会社アバ
特別調査期間　平成21年９月10日から平成21年９月16日まで
平成21年８月12日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２２７４号
福岡市中央区天神５丁目４番16号第二城戸ビル５Ｆ
破産者　有限会社ランチアソシエイツ
異議申述期間　平成21年10月14日まで
平成21年８月14日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２１年（フ）第２８号
熊本県玉名市築地168番地１
破産者　西辻　典功
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第３４号
熊本県荒尾市荒尾4110番地
破産者　髙尾ミツエ
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第１６号
沖縄県那覇市字国場392番地
清算株式会社　南進建設株式会社
清算人　津波　恒伸
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第８号
岐阜県恵那市長島町中野1269番地の51
更生会社　恵那高原開発株式会社
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第９号
岐阜県恵那市長島町中野1269番地の51
更生会社　オースタット株式会社
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２１年（再）第１３号
札幌市白石区菊水３条２丁目１番10号
再生債務者　株式会社白圭
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年10月８日から平成21年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第１号
岩手県大船渡市日頃市町字長安寺92番地６
再生債務者　株式会社杉山組
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年10月20日から平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

再生手続終結

平成１６年（再）第１号
石川県小松市工業団地１丁目123番地13
再生債務者　有限会社キツト
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年８月12日　金沢地方裁判所小松支部

平成１７年（再）第６号
熊本県八代市上片町1698番地
再生債務者　南海生コンクリート株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成21年８月11日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第４９号
栃木県那須烏山市南大和久982番地92
再生債務者　小池　富夫
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月16日から平成21年９月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（再イ）第５７号
栃木県宇都宮市中岡本町2771番地71　コーポサードニックス103
再生債務者　田中　孝男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月16日から平成21年９月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部